

出張受付

2/7 (火) から

申告期間

2/16 (木) ~ 3/15 (木)

市民税・県民税の申告はお早めに



申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。公民館などでの出張受付は、2月7日(火)から行います。日時と会場を確認の上、ご来場ください。

申告書は平成23年度市民税・県民税の申告をしたかたへ1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

なお、同封の返信用封筒により郵送で提出することもできます。郵送する場合、源泉徴収票(写し可)などの添付書類はすべて同封の「添付書類台紙」に貼り、申告書に貼りつけないでください。

申告日時・会場

| 受付日 | 受付会場 | 受付時間 |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 2月7日(火)・8日(水) | 戸塚公民館 | 9:00 ↓ 15:00 |
| 2月9日(木)・10日(金) | 芝市民ホール | |
| 2月14日(火) | 神根公民館 | |
| 2月15日(水) | 安行公民館 | |
| 2月24日(金) | 新郷公民館 | |
| 2月27日(月)・28日(火)・29日(水) | 鳩ヶ谷庁舎2階大会議室 (旧市民フォーラム) | 9:00 ↓ 16:00 |
| 2月16日(木)~3月15日(木) (土・日曜日を除く) | 市役所5階大会議室 | |
| 2月19日(日)・26日(日) | | |

※所得税の住宅借入金等特別控除は、受け付けすることができません。税務署にお問い合わせください。
 ※会場は、混雑が予想されます。時間に余裕を持ってご来場ください。
 ※駐車場には限りがあります。車での来場はご遠慮ください。
 ※出張会場は、混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります。

申告の必要なかた

- ①平成24年1月1日現在で、市内に住所を有し、平成23年1月1日から12月31日までに、左の表(※)の①から⑤の所得があり、確定申告をしないかた
- ②税法上の扶養になっていて扶養者が市外在住のかた(単身赴任中の夫に扶養されている配偶者のかたなど)
- ③所得がなく、国民健康保険・児童扶養手当・後期高齢者医療保険などの関係で申告が必要なかたや、各種税証明書を必要とするかた
- ④平成24年1月1日現在で、市内に住所はないが、事務所や事業所が市内にあるかた

所得税の確定申告をされるかたは、市民税・県民税の申告は不要です

(※)

- ①給与所得(パート・アルバイト賃金を含む)
 - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた
 - ・給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所得があったかた(1社のみから給与の支払いを受けているかたで給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要となります。)
 - ・2社以上から給与の支払いを受けたかた
 - ・医療費控除など各種控除を受けようとするかた
- ②雑所得
 - ・公的年金などの収入があったかたで、社会保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとするかた
- ③事業所得
 - ・営業・農業などの所得があったかた
- ④不動産所得
 - ・土地・家屋などの貸付による所得があったかた
- ⑤配当・譲渡・一時所得
 - ・株式などによる利益の配当・資産の譲渡から生ずる所得・生命保険契約などに基づく一時金などがあったかた

各種控除の申告も忘れずに

○控除を申告することで、税負担が軽減されます

- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・障害者控除
- ・寡婦控除
- ・寡夫控除
- ・勤労学生控除
- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・寄附金控除(税額控除)など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

申告に必要なもの

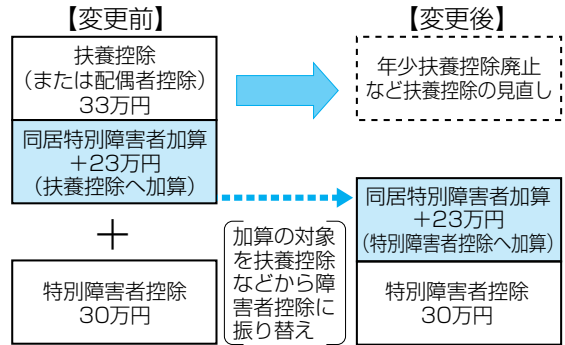
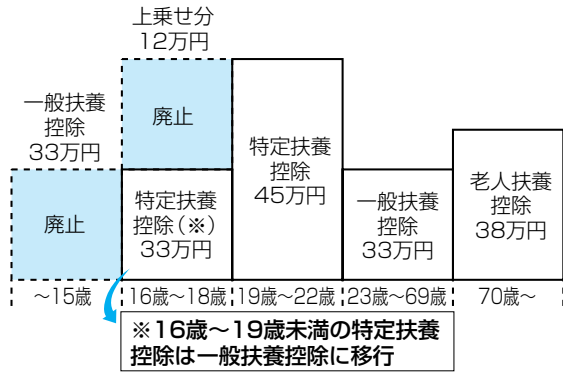
- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類(平成23年分の給与や年金の源泉徴収票など)
- 社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

※原則として書類は返却しません。控えが必要なかたは、事前にコピーしてからご持参ください。

平成24年度 市民税・県民税の主な税制改正

○扶養控除・同居特別障害者控除の見直し

- 子ども手当創設に伴い、16歳未満の年少扶養親族の扶養控除(33万円)が廃止されます。
- 高校授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円になります。
- 扶養親族や控除対象配偶者が同居の特別障害者の場合、それぞれの控除額に23万円が加算されていましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、特別障害者に対する障害者控除の額(30万円)に23万円を加算する措置に改められます。



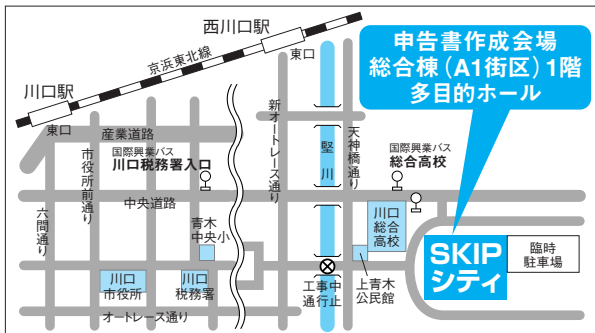
※非課税限度額などの算定や障害者控除は、従来どおり年少扶養親族を含めた扶養親族の人数で計算するため、16歳未満の扶養親族を必ず申告書所定の欄に記入してください。

○寄附金税額控除の拡充

- 平成23年1月1日以降に支出した寄附金から、寄附金税額控除が適用される金額の下限が、5,000円から2,000円に引き下げられます。
- 所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金について、都道府県や市町村が条例で指定することにより、寄附金税額控除の対象になります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ…市民税課市民税第1～第4係 ☎048-259-7634～7636、7245 FAX048-259-4541

申告書作成会場地図



お車のかたは臨時無料駐車場(約300台)をご利用ください。

※この期間、税務署の庁舎内に申告書作成会場は設置されません。

《場所》SKIPPシティ総合棟 (A1街区) 1階多目的ホール
上青木3-12-18

《日時》2月14日(火)～3月15日(木)
9時～16時(土・日・曜日を除く)
2月19日(日)・26日(日)は受け付けます。
※混雑状況により終了時間が早まる場合がございます。

所得税・消費税・贈与税の申告書作成会場はSKIPPシティです

税務署からのお知らせ

公的年金などの雑所得があるかたへ
公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、平成23年分から、所得税の確定申告書の提出が不要となりました。
※市民税・県民税の申告は必要です。



おうちで作成 ネットで申告 e-Tax

イータックス

検索

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。e-Taxの利用に際しては電子証明書やICカードリーダーなどが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141

西川口税務署 ☎048-253-4061